

別表十三(六)

13欄又は20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十三(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	昭平 . .	取得資産のみを取得し	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
譲渡した資産の種類	2			譲渡直前の帳簿価額(8)	14	

13欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の81第1項」※1又は「同第4項」※2
- ② 区分番号に、「10258」
- ③ 当該別表十三(六)13欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

取得資産の価額(11)	15	圧縮限度額の計算	取得資産とともに取得した清算金の額	16
取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		圧縮限度額 (15) - (17)	18

帳簿価額	6	明細	譲渡直前の帳簿価額	譲渡に要した経費の額	7	譲渡資産の譲渡と	圧縮限度超過額 (13) - (18)	19
計 (6) + (7)	8			資産の帳簿価額を減額した金額	20			
取得資産の価額(11)	21			取得資産の価額(11)	21			

20欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の81第1項」※1又は「同第4項」※2
- ② 区分番号に、「10258」
- ③ 当該別表十三(六)20欄の金額(当該金額が同表25欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

譲渡直前の帳簿価額(8)	22	圧縮限度額の計算	譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額	23
計 (22) + (23)	24		圧縮限度額 (21) - (24)	25
取得した土地等の面積	12		圧縮限度超過額 (20) - (25)	26